

規制シート(様式)

(別紙1)

200200200530002

平成27年11月24日

規制の名称	土壌汚染対策法上の指定調査機関に係る変更の事前届出の見直し	所管府省	環境省
根拠法令等	土壌汚染対策法第35条	担当局課等 及び作成責 任者の役 職・氏名	環境省水・大気環境局土壌環境課 課長 是澤 裕二
規制目的	土壌汚染対策法に規定する土壌汚染状況調査等については、環境大臣等の指定を受けた指定調査機関が行うこととされており、同法第31条に規定する指定の基準に不適合が生じてないかどうかを確認するために変更事項が生じた場合には届出としている。		
規制内容の概要	土壌汚染対策法に基づく土壌汚染状況調査等を実施できる調査機関として環境大臣等が指定する指定調査機関が土壌汚染状況調査等を行う事業所の名称、所在地、その他土壌汚染対策法に基づく指定調査機関及び指定支援法人に関する省令第18条各号で規定する事項(氏名(法人の場合は代表者)又は名称、住所、技術管理者の氏名及び交付番号、土壌汚染状況調査等を行う事業所ごとの技術管理者の配置の状況、事業所ごとの土壌汚染状況調査等を行う都道府県の区域、法人の場合は役員等の氏名)に変更がある場合には、変更しようとする日の14日前までに環境大臣等に届け出なければならない。	関連する予 算	—
規制の最近の改 廃経緯	—	関連する政 策評価結果	—
規制を維持、改革 又は新設する理 由	法人における代表者の変更のような事後でなければ届出が難しいとされる項目も事前届出項目としていることから、届出時期のあり方について検討する。	規制の維 持、改革又 は新設の別	検討中
(規制を改革する 場合の改革の方 向性)	上述のとおり。		
見直し条項	土壌汚染対策法附則第15条		
次の見直し時期	平成27年度		

規制シート(通知・通達等の委任根拠等)(イメージ)

(別添)

(通知・通達等のID)

(規制シートのID)

<p>通知・通達等の 名称(発信者等 を含む。)</p>	<p>—</p>
<p>通知・通達等への 委任の根拠となる 法令の条項</p>	<p>—</p>
<p>通知・通達等が法 令の委任の範囲 に入る理由</p>	<p>—</p>